

第七十四号議案

江戸川区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

江戸川区公衆浴場法施行条例（平成二十四年三月江戸川区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第三条第一項第九号中「温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号イ中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第十号ニただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第三条第一項第十一号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 入浴者にタオル、くし等を貸与する場合は新しいもの又は消毒したものと、かみそりを貸与する場合は新しいものとすること。

第三条第一項第十四号中「十歳」を「七歳」に改め、同項第三十四号に次のよ

うに加える。

ト 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第三条第一項第三十四号トの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

（説明）

公衆浴場における衛生等管理要領の改正を踏まえ、公衆浴場における衛生措置

基準を改めるとともに、男女の混浴における年齢制限を引き下げるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。